

社労連第558号

平成24年12月13日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会長 金田 修

(公印省略)

行政書士による就業規則作成問題に関する
連合会の対応と会長見解について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、本年10月1日付社労連第459号「行政書士による就業規則作成問題への対応について」により、ご通知申し上げたところでございますが、12月3日に開催しました第300回正副会長会において、改めて本件に関する対応について協議し、下記のとおりとすることを決定しました。

つきましては、貴職におかれましては、本件に関する適切なお対応を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知の内容につきましては、「月刊社労士」12月号誌上に掲載されることを申し添えます。

謹 白

記

1. 行政書士会及び業務侵害を行った行政書士への対応について

本件に関する対応について、改めて以下のとおりとすることを確認する。

- (1) 本件については、既に社労士法を管轄する厚生労働省の解釈を得ており、行政書士との業際問題は存在しないこと。
- (2) 業際問題が存在しない以上、日行連に対し、再度の申し入れをすることは、(1)の認識を自ら否定することにもなりかねないことから、現状においては行わないこと。

(3) 今後、行政書士が業として10人未満事業所の就業規則を作成した事実が判明した場合には、当該行政書士事務所が所在する都道府県社労士会が行政書士会に対して、本件の経緯と法解釈を示したうえで、当該行政書士に対する適切な指導を求めることとし、業務監察事務実施要綱（平成22年6月改訂）に基づき、通常の業務侵害事案と同様の対応を行うこと。

2. 都道府県会への通知及び「月刊社労士」による会員への周知

本件について、別添のとおり連合会会長の見解を都道府県会会長に通知するとともに、「月刊社労士」及び連合会ホームページにより都道府県会会員に周知する。

以上

行政書士による就業規則作成問題に関する見解

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修

今般、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、都道府県社会保険労務士会からの疑義照会を受け、常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの依頼に基づく就業規則の作成について、この業務が社会保険労務士法第2条第1項第2号の業務に該当することを厚生労働省に確認した。

これを受けて、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）に対し、平成24年1月23日付社労連第21号「常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者からの依頼に基づく就業規則の作成について」により、行政書士会会員に業務範囲に関する誤認が生じることのないよう、周知と指導をいただきたい旨の申し入れを行ったところである。

その後、日行連から連合会に対する公式な対応等はなかったことから、この申し入れについて、社会保険労務士法を所管する厚生労働省の法解釈を踏まえ、日行連において適切な対応が図られるものと期待していたところである。

しかしながら、日行連では本年4月及び7月の理事会において、連合会の申し入れに対し、これまでの日行連の見解を変更しない旨の決議をしたことが判明した。

連合会としては、こうした日行連の対応の如何を問わず、厚生労働省から本件に関する解釈が示された時点で、社会保険労務士と行政書士の間業際の問題はないと認識していることから、今後、行政書士による本件の業務侵害事案が発生した場合には、厳正に対処していくこととする。